

専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設。

学校教育法上の目的

(大学院及び専門職大学院の目的)

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

制度の概要

(1) 標準修業年限

- ・ 2年（法科大学院は3年）

(2) 修了要件

- ・ 30単位以上 ※法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本
- ・ 一般の修士課程と異なり、論文作成を必須としない

(3) 教員組織

- ・ 必要専任教員中の3割以上は実務家教員（*）

※法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上

(4) 教育内容

- ・ 理論と実務を架橋する実践的な教育を実施
- ・ 事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本

①フィールドワーク

設定したテーマに関わる代表的な実践事例について、実地調査を行う。

②ワークショップ

設定したテーマに即した事例を学生がそれぞれに持ち寄る。教員は、それら事例の発表を土台として、それらの背景等についての分析・考察を導く。

③シミュレーション

授業テーマ等に関わる条件を設定し、その条件下において想定できるモデルプランを示し、その企画立案・効果等についての検証を行う。

④ロールプレイング

ある条件を設定し、その条件下で学生に役割（例えば批判する側と推進する側等）を割り当てて事例の検討を行う。

(5) 学 位

- ・ ○○修士（専門職）（例）経営管理修士（専門職）、会計修士（専門職）等

(6) 認証評価

- ・ 教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年以内ごとに受審することを義務づけ、教育の質保証を図る仕組みを担保。

(*) 実務家教員：専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（専門職大学院設置基準第5条第4項）

修士課程との制度比較

		修士課程	専門職学位課程		
			専門職大学院	法科大学院	教職大学院
目的		研究者の養成 高度専門職業人の養成	高度専門職業人の養成		
標準修業年限		2年	2年	3年	2年
修了要件		30単位以上 修士論文作成 (研究指導)	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は 学校等での実習)
専任教員	必置教員	—	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 + 研究指導補助教員数		
	兼務	学士課程及び一個の専攻に 限り、博士課程（一貫制又 は後期）との兼務可能	<p>[恒常的措置] 博士後期課程との兼務に加え、必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学士課程との兼務可能</p> <p>[移行措置] 上記に加え、必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務可能（新たに専門職大学院を設置する場合のみ設置後5年間）</p>		
実務家教員		—	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法		—	・事例研究 ・現地調査 ・双方向・多方向に行われる討論・質疑応答	①同左 ②少人数教育が基本 (法律基本科目は50人以下)	①同左 ②学校実習・共通科目：必修
教育課程連携協議会		—	社会（出口）との連携を強化する観点から、当該職業に関連する事業を行う者等（産業界等）の協力を得て、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会の設置を義務付け		
学位		修士（〇〇）	〇〇修士 (専門職)	法務博士 (専門職)	教職修士 (専門職)
認証評価		—	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、教育の質保証を図る仕組みを担保		

年度別専門職大学院数

※令和6年5月現在

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
114校	117校	122校	119校	118校	118校	117校	118校	119校	120校

分野別専門職大学院数

分野	国立		公立		私立		株立		大学数 合計	専攻数 合計
	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数		
合計	60	87	8	10	49	72	3	3	120	171
ビジネス・MOT	11	11	4	4	16	16	1	1	32	32
会計	2	2	1	1	8	8	1	1	12	12
公共政策	5	5	0	0	1	1	0	0	6	6
公衆衛生	2	2	0	0	3	3	0	0	5	5
臨床心理	2	2	0	0	2	2	0	0	4	4
法科大学院	15	15	2	2	18	18	0	0	34	34
教職大学院	47	47	0	0	7	7	0	0	54	54
その他 (知的財産等)	3	3	3	3	14	17	1	1	21	24

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。

※ 令和6年度より学生募集停止中の大学・専攻は除く。

※ 知的財産分野の1専攻はその他に計上している。

専門職大学院の分野

※この他にも、情報、原子力等、多様な分野がある。

分野	概要	修了後の進路の例
ビジネス・MOT	経営戦略、組織行動、ファイナンス、マーケティング、技術・生産管理、情報システム等の科目により、経営分野のリーダーを養成。なお、MOT（技術経営）は、経営に技術的内容を融合した分野。	経営企画・CEO候補者、独立・社内ベンチャー起業者、先端技術戦略・政策立案者、幹部技術者等
会計	企業や行政機関等の会計並びに監査の担い手として、様々な専門知識や能力、ITへの対応力、論理的かつ倫理的な判断力などを備えた会計のプロフェッショナルを養成。修了者は、公認会計士試験の一部科目が免除される。	公認会計士、企業や行政機関等における会計専門家、コンサルタント等
公共政策	公共政策に関する総合的な能力（課題発見、分析・評価、立案等）を有する人材を育成。各種公務員試験の免除等はない。	国際機関、行政機関等における政策・立案従事者
公衆衛生	健康の保持・増進、疾病の予防等に関して指導的役割を果たす人材を養成。	公衆衛生行政担当者、企業等の健康管理専門家、病院の医療安全管理者、シンクタンク・NGO等のアナリスト等
知的財産	知的財産の創造、保護、活用を支える人材を養成。修了者は、弁理士試験の科目が一部免除される。	弁理士、企業・行政機関等における知財担当等
臨床心理	人間の心の問題への専門的援助ができる人材を養成。修了者は、臨床心理士資格試験の科目が一部免除される。	企業や教育機関におけるカウンセラー、医療・保健、福祉関係業務従事者等
法曹養成 (法科大学院)	専ら法曹養成（裁判官、検察官、弁護士）のための教育を行うことを目的とした専門職大学院。	裁判官、検察官、弁護士、企業・行政機関の法務担当者等
教員養成 (教職大学院)	教員養成に特化した専門職大学院。実践的な指導力・展開力を備えた新入教員と、スクールリーダー（中核的・指導的な役割を担う教員）の養成。	専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員

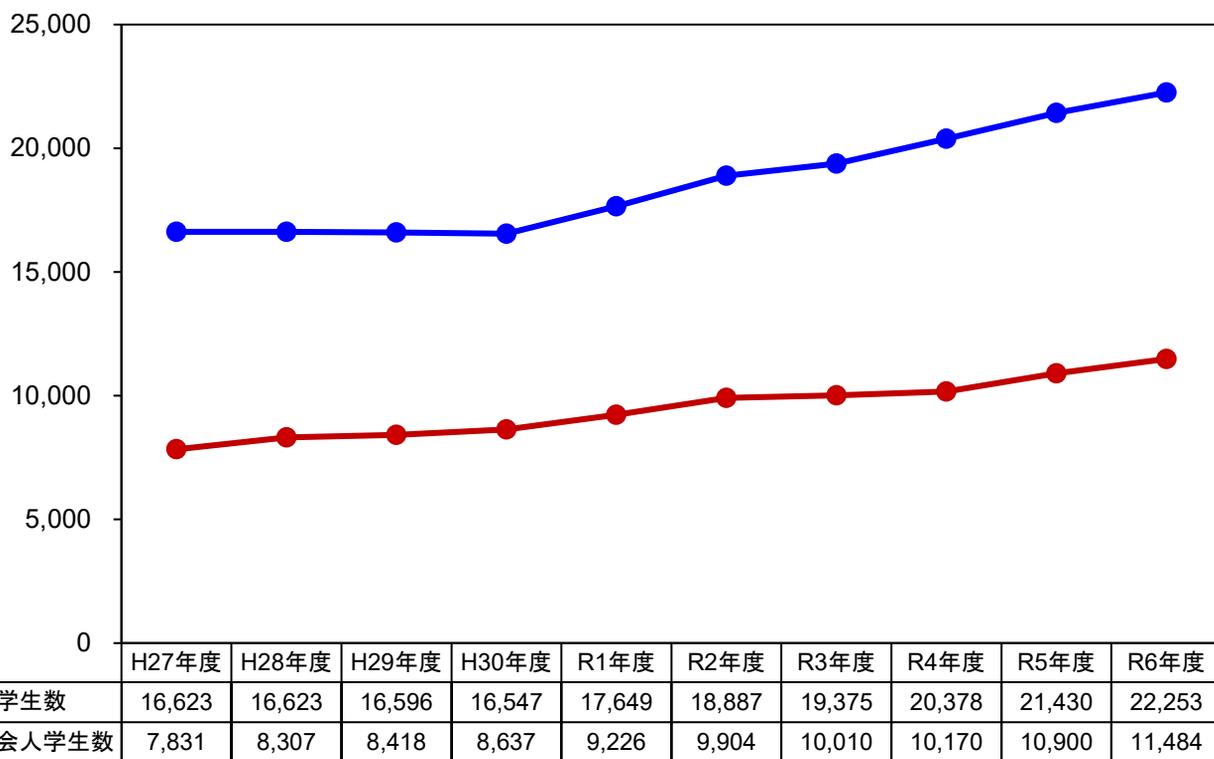
専門職大学院への入学者数

※令和6年5月現在

単位：人

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入学者数	6,883	6,999	7,033	7,158	7,797	8,022	8,369	9,211	9,077	9,461
(内訳)										
ビジネス・MOT	2,274	2,397	2,300	2,532	2,464	2,662	2,749	2,888	2,786	2,683
会計	465	485	485	521	554	580	590	678	673	732
公共政策	300	263	276	234	264	258	240	239	246	257
公衆衛生	96	101	149	131	150	143	153	145	158	142
知的財産	82	63	39	31	31	35	36	42	45	36
臨床心理	106	123	115	111	123	90	90	102	99	82
法科大学院	2,201	1,857	1,704	1,621	1,862	1,711	1,724	1,968	1,971	2,076
教職大学院	874	1,217	1,343	1,370	1,649	1,823	1,927	2,148	2,161	2,178
その他	485	493	622	607	712	720	860	1,001	938	1,275

学生数の経年変化



出典：学校基本統計（学校基本調査報告書）

社会人学生への学習機会の提供

実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供することも、専門職大学院の重要な役割のひとつである。

分野別の社会人比率（在学生数）

※令和6年5月現在

※教職大学院（令和5年度～）、（参考）修士課程は学校基本調査より

分野	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ビジネス・MOT	88.4%	89.7%	89.2%	91.0%	88.5%	88.8%	85.3%	89.6%	90.1%	91.0%
会計	43.6%	42.2%	40.3%	39.6%	42.4%	41.8%	39.2%	36.3%	36.3%	36.7%
公共政策	37.5%	35.8%	38.1%	34.0%	39.7%	41.3%	35.8%	40.9%	36.8%	40.1%
公衆衛生	74.7%	84.5%	77.6%	64.7%	78.1%	77.6%	78.4%	76.1%	71.6%	73.8%
知的財産	43.1%	39.2%	28.1%	28.2%	30.0%	27.8%	21.5%	13.8%	16.3%	19.1%
臨床心理	18.2%	18.6%	16.6%	14.5%	14.7%	17.4%	20.9%	26.2%	29.3%	29.7%
法科大学院	22.1%	21.8%	22.0%	21.6%	23.8%	23.1%	23.0%	20.7%	19.7%	20.4%
教職大学院	45.4%	47.1%	47.5%	47.9%	46.9%	43.7%	41.9%	40.0%	40.1%	40.4%
その他	37.4%	43.3%	44.7%	43.2%	38.9%	28.1%	39.1%	36.4%	42.5%	50.1%
合計	49.0%	51.9%	53.0%	54.0%	53.8%	52.9%	52.2%	52.1%	52.1%	53.2%
（参考） 修士課程	12.2%	12.3%	12.3%	12.1%	11.9%	11.8%	11.3%	10.8%	10.7%	10.3%

※「社会人」は、職に就いている者（経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

※「その他」の分野には「原子力」、「コミュニケーション」、「情報技術関連」、「景観」、「助産」、「広報」、「ビューティ」、「ファッション」、「教育実践」等が含まれる。

社会人学生が学修しやすくなるための配慮

①社会人に配慮した入学者選抜の実施

社会人に対して一般とは別の選抜枠や受験科目を設けるなどの入学者選抜を実施。

②勤務時間に配慮した授業時間の設定

社会人が仕事の後や休日に通学できるよう、平日夜間や土曜日に授業を実施。

昼夜に関わらず自由に履修できる専門職大学院もある。

③サテライト・遠隔授業システムの整備

仕事の後に通いやすいよう、都心にサテライトキャンパスを開設。

④短期コースの設定

社会人を対象とする場合など教育上必要があると認められるときは、短期コースの設定が可能。

⑤メディアを利用して行う授業の設定

社会人が教室以外でも履修できるよう、多様なメディアを高度に利用した授業を実施。

単位：専攻

専攻分野	社会人に配慮した入学者選抜の実施	勤務時間に配慮した授業時間の設定	サテライト・遠隔授業システムの整備	短期コースの設定	メディアを利用して行う授業の設定
ビジネス・MOT [32]	30	28	23	9	22
会計[12]	9	8	4	6	8
公共政策[6]	6	1	1	2	2
その他[33]	28	27	21	11	21
計[83]	73	64	49	28	53

※令和6年5月現在。法科・教職大学院は除く。

※「その他」の分野には、「公衆衛生、臨床心理、その他(知財含む)」等が含まれる。

国内の認証評価機関による認証評価を受けている専門職大学院

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた**認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。**（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する。
評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている。

年度別受審専攻数

※令和6年12月現在
※追評価を除く

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ビジネス・MOT	1	2	12	6	6	2	3	12
会計	-	-	7	3	2	-	-	7
公共政策	1	1	2	1	1	1	1	2
公衆衛生	1	-	2	-	1	1	1	2
知的財産	-	-	1	-	-	-	-	1
臨床心理	3	-	1	1	1	3	-	-
法科大学院	2	13	23	1	1	2	11	20
教職大学院	5	9	9	12	13	11	9	11
ファッションビジネス	-	-	-	-	2	-	-	-
ビューティービジネス	-	1	-	-	-	-	1	-
情報システム、創造技術、原子力	-	1	1	2	1	-	1	1
助産	-	-	1	-	-	-	-	1
環境・造園	-	-	1	-	-	-	-	1
学校教育、実務教育	-	-	-	-	-	1	-	-
福祉マネジメント	-	1	-	-	-	-	1	-
グローバルコミュニケーション	-	1	-	-	-	-	1	-
デジタルコンテンツ	-	1	-	-	-	1	-	-
グローバル法務	-	-	-	-	-	1	-	-
病院経営	-	-	-	-	-	-	-	-
観光	-	-	-	-	-	-	-	-
コミュニケーションデザイン	-	-	-	-	-	1	-	-
計	13	30	60	26	28	24	29	58

認証評価機関一覧（専門職大学院認証評価）

※令和6年12月現在

分野	認証評価機関	認証日
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	一般社団法人A B E S T 2 1 International	平成19年10月12日
経営（経営管理、経営学、国際経営、会計、技術経営、ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	特定非営利活動法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成（教職大学院、学校教育）	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	一般社団法人A B E S T 2 1 International	平成23年10月31日
	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人専門職高等教育質保証機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人日本造園学会	平成24年7月31日
グローバル・コミュニケーション	公益財団法人大学基準協会	平成28年3月29日
社会福祉	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	平成29年2月2日
デジタルコンテンツ系	公益財団法人大学基準協会	平成29年8月24日
グローバル法務系	公益財団法人大学基準協会	令和元年11月15日
広報・情報系	公益財団法人大学基準協会	令和2年3月30日
教育実践	一般社団法人専門職高等教育質保証機構	令和3年5月10日

教育訓練給付の制度概要

※厚生労働省HPを参考に文部科学省作成

- 労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度であり、対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なる。

専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
<ul style="list-style-type: none"> ○特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象 ○受講費用の50%（年間上限40万円）を訓練受講中6か月ごとに支給（資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）が追加で支給） ○教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、更に10%（年間上限8万円）を追加支給（令和6年10月1日～） 	<ul style="list-style-type: none"> ○特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象 ○受講費用の40%（上限20万円）を訓練修了後に支給 ○資格取得し、就職した場合、受講費用の10%（上限5万円）を追加支給（令和6年10月1日～） 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象 ○受講費用の20%（上限10万円）を訓練修了後に支給
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 専門職大学院の課程が指定対象 </div>		
※赤字部分は第213回通常国会における雇用保険法等の一部改正による変更。		

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数：3,011講座（令和6年10月1日時点）

1 業務独占資格又は名称独占資格の取得を目標とする養成課程（介護福祉士、看護師、美容師、社会福祉士、保育士、歯科衛生士など）	1,794講座
2 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム（商業実務、衛生関係、工業関係など）	676講座
3 専門職学位課程（ビジネス・MOT、会計、公共政策、法科大学院、教職大学院など）	119講座
4 大学等の職業実践力育成プログラム（特別の課程（保健）、正規課程（保健）など）	214講座
5 第四次産業革命スキル習得講座（AI、データサイエンス、セキュリティなど）	206講座
6 専門職大学等の課程	2講座

※厚生労働省HPを参考に文部科学省作成

教育訓練給付金制度（専門実践教育訓練）の適用を受けている専門職大学院

ビジネス・MOT	会計	公共政策	公衆衛生	臨床心理	その他	法科	教職	合計
29専攻	2専攻	2専攻	3専攻	3専攻	11専攻	15専攻	15専攻	80専攻

※令和6年5月現在

※文部科学省調べ

※「その他」の分野には「原子力」、「コミュニケーション」、「情報技術関連」、「知的財産」等が含まれる。

現状・課題

- 専門職大学院は、平成15年度に、高度専門職業人養成に目的を特化した課程として創設以来、大学院教育の実質化や社会人教育を牽引する役割を担うとともに、一定程度の普及定着が図られてきた。
- 一方、社会(「出口」)との連携が必ずしも十分ではなく、多様化するニーズを的確に踏まえたプログラム提供ができていない、学位の付加価値についての理解を得られていない等のため、制度導入時に期待されていたほどの広がりには至っていない。
- 高度専門職業人養成という観点から、修士課程と専門職学位課程の役割分担が明確ではない。

少子高齢化が急激に進展する我が国が持続的な成長を継続するため、**専門性が要求される分野において国民一人一人の労働生産性を向上させることが喫緊の課題**であり、**高度専門職業人養成機能の一層の充実強化**が必要

今後の方向性

①高度専門職業人養成機能の充実・強化

- ・自らの強みや特徴を伸ばすための取組促進
- ・高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、高等教育全体としての機能強化

③多様なニーズへ対応するための学士課程・修士課程等との連携強化

- ・学士課程、修士課程、他の専門職学位課程等の教員とも連携して特色ある教育プログラムを提供

②社会(「出口」)との連携強化

- ・社会(「出口」)との連携強化の重要性と必要性を専門職大学院制度に一層取り込むことが必要

④分野ごとのきめ細かい対応

- ・対応が必要と考えられる課題については、分野ごとのきめ細やかな対応が必要

修士課程との在り方の整理を含めた大学院全体としての見直し

- ・**高度専門職業人養成機能を強化する観点から、大学院全体としての議論が必要。特に、高度専門職業人養成を主たる目的とする修士課程等の専門職学位課程へ移行を促す方策についても検討**が必要。その際、専門職大学院の設置が進んでいない、地方におけるニーズを踏まえることが必要。

具体的改善方策

アドバイザーボード	・関係業界の関係者など養成人材像と関連が深い者等からなる アドバイザーボードの設置
教育課程等	・ステークホルダー等の参画を得た上での コアカリキュラムの策定 促進 ・社会人に対する柔軟で多様な教育機会提供、ICTの活用、博士レベルの専門職学位の検討等
教員組織	・他の課程との連携を強化し、新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進するため、 専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討 (新設の場合の時限付措置、積極的な効果が認められ、かつ、支障がない場合の恒常的措置) ・みなし専任教員の担当科目数の緩和など、適切な実務家教員の確保の促進 等
認証評価	・認証評価機関は、 修了生の就職先、学生等から意見を聴き、評価に反映 させることが必要。 ・ 機関別評価と分野別評価の効率化 (機関別評価での分野別評価の結果の活用、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化の検討) ・国際認証を得た場合、国内の認証評価受審に伴う負担の軽減の検討
情報公開の促進	・具体的にどのような人材の養成を目指しているのか、ステークホルダーとどのような連携を図って教育内容を充実するのか等、 社会(「出口」)との連携方策の策定・公表 ・修了生の活躍状況等についての情報公開の促進
新たな認定制度	・①世界的に活躍するグローバル人材の養成、②地域の課題解決に貢献する地域人材の養成、 ③社会的ニーズの高い特定の分野に強みを有する専門人材の養成といった各専門職大学院の強みや特色を打ち出すための組織的取組を促すため、 ①から③ごとに定める一定の基準を満たしたと認められる専門職大学院を新たに認定し、メリットを付与する制度 を検討。導入にあたっては、多くの分野と関連が深い経営系分野から開始することも一案

教育課程連携協議会について

背景・経緯

平成28年8月に取りまとめられた中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループの報告書において、関係業界や職能団体の関係者など、各専門職大学院が掲げる養成人材像と関連が深い者や学外の有識者等からなるアドバイザーボードを設置することを義務付けるべきであると提言を受け、専門職大学の制度化にあわせて、専門職大学院も同様、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て教育課程の編成等を行う規定を設けることとした「学校教育法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、法案が成立。（平成29年5月31日公布）

学校教育法の改正（関連部分抜粋）

第九十九条（略）

②（略）

③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、**その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。**

これを受けて専門職大学院設置基準を改正

専門職大学院設置基準の改正

（1）改正の概要

① 教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加したこと。（第6条）

（2）教育課程連携協議会

① 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第6条の2第1項）

② 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、（ウ）の者を置かないことができるものとしたこと。

ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員（第6条の2第2項）

イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（第6条の2第2項第2号）

ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（第6条の2第2項第3号）

エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者（第6条の2第2項第4号）

③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第6条の2第3項）

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（3）施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

専門職大学院の教員組織の見直しについて①

社会(「出口」)や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進させ、高度専門職業人養成機能を一層強化させる観点から、専門職大学院における教員組織の在り方を以下のとおり見直した(平成30年4月1日から施行)。

①ダブルカウント(専門職学位課程と他の課程との兼務)

専門職学位課程は教育の質を確保する観点から、一定の独立の確保と教員組織の充実が求められており、修士課程の研究指導教員数の1.5倍と修士課程の研究指導補助教員数と同数を合わせた数の専任教員を配置することが求められている。

これにより、学部との連携や学際連携が図られていないことや、修士課程から専門職学位課程へ課程を転換するにあたって、一時的に両方の課程にそれぞれ必要となる専任教員を配置する必要があることから、移行の妨げになっている。

このため、以下のとおり専門職大学院における教員基準を緩和することにより、学部や修士課程等の連携強化等を促進させ、高度専門職業人養成機能の充実強化を図る。

①恒常的措置

目的：学部との連携強化や他分野との学際的連携促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：博士後期課程との全員の兼務(現行制度) + **必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学部の専任教員との兼務を認める**(修士課程は引き続き不可)

②専門職学位課程への移行を目的とした特例措置

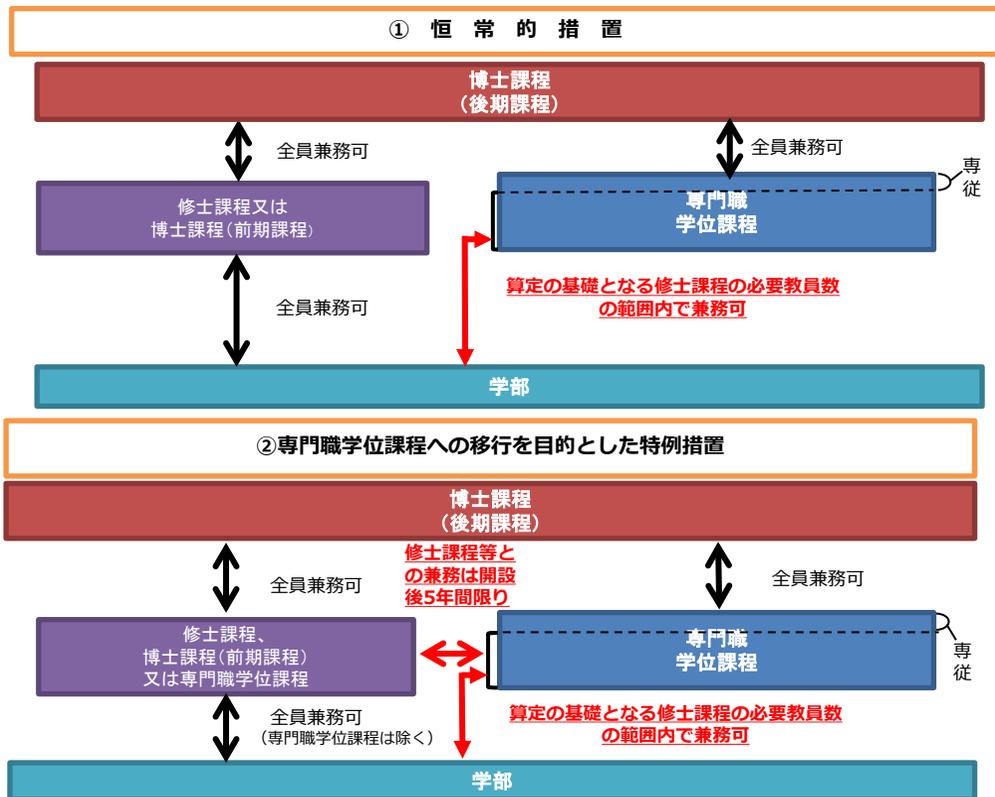
目的：既存の修士課程から専門職学位課程への転換促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：上記① + **必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務を認める**

条件：**修士課程等との兼務は、専門職大学院を設置してから5年間**を経過するまでに限る

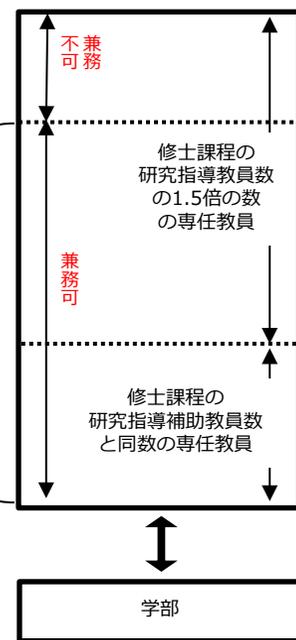
※①②共に教育の質を確保する観点から、専門職学位課程に専従する教員を一定割合確保する

◆兼務イメージ図

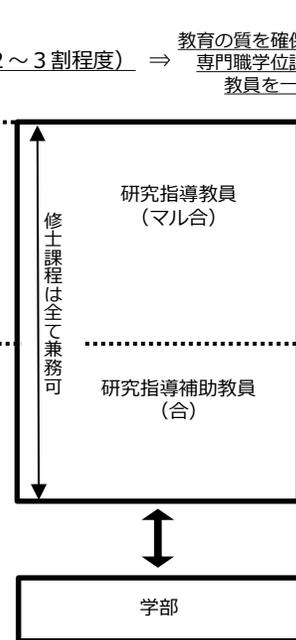


⇄ ...すでに兼務が認められていた ⇄ ...新たに兼務を認めた

<専門職学位課程>



<修士課程>



上乗せ分(2~3割程度) ⇒ 教育の質を確保する観点から、専門職学位課程に専従する教員を一定割合確保

※専門職学位課程に専従させる専任教員数の割合の考え方であり、兼務する専任教員の属性は問わない。

※文部省告示175号の第3号により算出される必要教員数が適用される課程については、算定の基礎となる別表3の修士課程の分野ごとに算出される必要教員数の範囲内において兼務することを可能とする。
(例：社会科学系大学院で収容定員600人の場合、修士課程は $600 \div 20 = 30$ 人の専任教員が必要であり、専門職学位課程は $600 \div 15 = 40$ 人の専任教員が必要であるため、その差の10人は兼務不可とし、残りの30人は兼務を可能とする)

専門職大学院の教員組織の見直しについて②

②法科大学院のほかに法学分野の専門職学位課程を置く際の教員基準の緩和

目的：渉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やN G Oで働く法律専門職などをを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえた法科大学院以外の法学分野の専門職大学院の開設促進
対応：法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、**一研究科に法科大学院以外の法学関係の専門職学位課程を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととする(法科大学院に必要な専任教員数は据え置き)**
(現在の告示において、法学分野の修士課程については、公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を五以上から三以上置くこととし、軽減している)

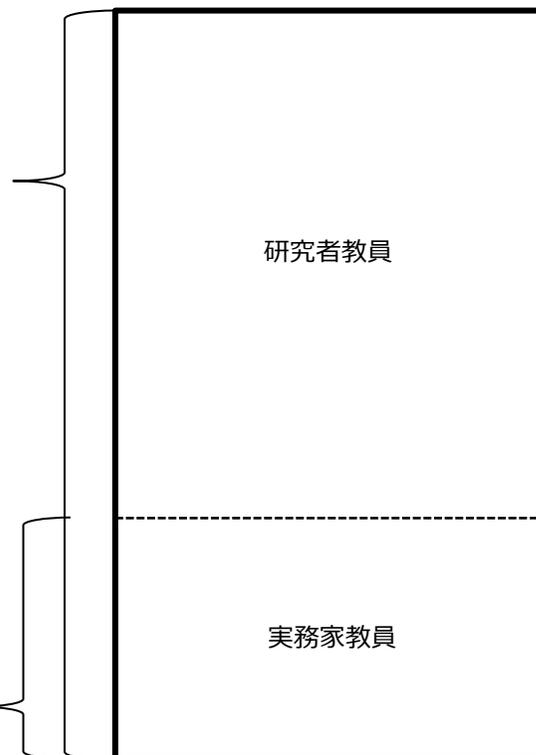
③みなし専任教員の要件緩和

目的：ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々^々の社会のニーズの高い分野の実務家に大学院教育に積極的に参画することを促す
対応：「みなし専任教員」の要件の**担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正**

◆みなし専任教員に関する見直し前のイメージ図

①必要な専任教員
1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍 + 研究指導補助教員
又は
2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数(小数点以下の端数は切り捨て)につき1人の専任教員を配置
(告示53号第1条第1項)
※ 1) 2) のいずれか多い方の数

②実務家教員
必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置
(告示第53号第2条第1項)
※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置
(告示第53号第2条第3項,第5項)



③他の課程との兼務
(ダブルカウント)
博士課程(区分制の場合)は後期課程)の専任教員の兼務が可能
(専門職大学院設置基準第5条第2項)

④みなし専任教員
実務家教員のうち、3分の2(端数は四捨五入)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
(告示第53号)第2条第2項

④法科大学院の入学選抜に関する努力義務規定の削除

目的：法科大学院の入学選抜に関し、3割以上を法学未修者等となるよう努めなければならないこととなっているところ、この努力義務規定により入学選抜の競争性を犠牲にせざるを得ない状況であり、入学者の質の確保の観点から適当でないとの指摘があることから、各法科大学院の創意工夫による適切な入学選抜が実施できるよう環境を整備
対応：法科大学院の入学選抜における**法学未修者等の割合を3割以上とする努力義務規定を削除**